

令和8年度愛媛県介護事業所等空調照明設備導入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和8年度愛媛県介護事業所等空調照明設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、物価高騰等の影響を受ける介護事業所等の設置者に対し、空調照明設備の整備費用を支援することで、施設の負担を軽減し、適切なサービスの維持を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、介護事業所等とは、次の表に定める施設をいう。

1 施設区分	2 施設種別
入所施設	(介護予防) 短期入所施設生活介護 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅
通所施設	通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護
その他	訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅介護支援 介護予防支援 (介護予防) 福祉用具貸与 特定(介護予防) 福祉用具販売 (介護予防) 居宅療養管理指導

注1 保険医療機関のみなし指定を除く

2 (介護予防) 短期入所施設生活介護については、空床利用型を除く。

(補助の対象)

第4条 補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、前条に規定する介護事業所等であって、県内に所在し、次条に定める事業を実施するものをいう。ただし、補助対象事業者が次のいずれかに該当するものである場合を除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げるもの
- (2) 県税に未納があるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

(補助対象事業及び補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の表の第1欄に掲げるものとし、補助対象事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）は第2欄に定めるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

1 補助対象事業	2 補助対象経費
介護事業所等内（事務室や職員控室等を含む。）における空調設備の導入・改修事業及び照明設備のLED照明への切り替え（新設設置含む）事業	設計費、設備工事費、備品購入費、既存設備の撤去工事・処分費等であって、事業の目的を達成するために必要と認められる経費 ※ 補助対象経費の決定にあたっては、複数の者から見積りを徴する等、適正な価格により決定すること。

(交付額の算定方法)

第6条 補助対象経費に占める補助金の割合は補助対象経費の2分の1以内で、1介護事業所等あたりの補助金の上限額は次の表のとおりとする。

1 施設区分	2 補助上限額
入所施設	3,600千円
通所施設	350千円
その他	120千円

注1 施設区分については、第3条の表を参照すること。

- 2 算出した1介護事業所等あたりの補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。また、補助事業における消費税及び地方消費税相当額並びに補助対象経費に掛かる収入額と認められるものについては、補助対象経費から除く。
- 3 1法人あたりの申請介護事業所等数は、5介護事業所等数を上限とする。
- 4 1室で複数の介護事業所等を運営している場合等、重複して補助を受けることはできない。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の

財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- (5) 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

（補助金の交付申請）

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更交付申請）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定後に次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、第8条に定める申請手続に準じて、事情変更後、速やかに補助金変更交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。）
- (2) 事業実施主体の変更をしようとするとき。

2 前項の各号に該当しない事業費の変更は、前項に規定する補助金変更交付申請書の提出を必要としない。

（補助事業の中止及び廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、原則事業完了後1月以内の日又は令和8年12月28日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第4号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 知事は、前条に規定する補助事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

2 前項において、補助対象額が交付決定金額より少ない場合は補助対象額を補助金の額として確定し、補助対象額が交付決定金額より多い場合は交付決定金額を補助金の額として確定する。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 知事は、前条の規定による補助金精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第16条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(補助金の返還等)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があった場合
- (3) 補助金交付の条件に違反した場合
- (4) 補助事業の実施について不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月4日から施行する。